

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和3年度第4四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	東北環境事業センター ガス吸収式冷温水機点 検整備業務委託(施設 維持管理用)	機械設備等 保守点検	川重冷熱工業(株)	1,870,000円	令和4年1月20日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—
2	西淀川屋内プール非常 用発電機点検整備業務 委託費(施設維持管理 用)	機械設備等 保守点検	ヤンマーエネル ギーシステム(株)	3,740,000円	令和4年1月14日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

東北環境事業センターガス吸収式冷温水機点検整備業務委託

2 契約の相手方

川重冷熱工業（株）

3 随意契約理由

本業務は、東北環境事業センターで使用している川重冷熱工業（株）製の冷暖房用ガス吸収式冷温水機の保守定期点検時に、機器内部に冷却水が混入していることが判明し、冷却水混入の原因を特定する必要があるため、保守点検範囲外である本件点検整備を行うものである。

当該施設に設置されているガス吸収式冷温水機は川重冷熱工業（株）が独自の技術により製造したものであり、本業務については、当該機器が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該機器を製造した会社以外では、本業務に対しての整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい影響を与える可能性がある。

また、本業務後の性能、作動状態、耐寿命に対しても一貫して責任を持たせることができるのは製造者である川重冷熱工業（株）である。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀川屋内プール 非常用発電機点検整備業務委託

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム（株）

3 随意契約理由

本業務は、西淀川屋内プールに設置された非常用発電機について各所に経年劣化により動作不良をおこしていることから点検整備を行うものである。

当該施設の非常用発電機は、非常時に停電となった際に防災設備への電源供給するための装置であり、当該発電機はヤンマーディーゼル（株）が設計製作したもので、作業を行うにあたっては当該発電機のシステム構成を熟知し、適切な点検、測定、調整を行うとともに、整備に伴う分解及び再組立を製作会社が保有する製作当初の設計に基づいた独自の専門技術により行い、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に業務を行わせることはきわめて困難であり、かつ、点検整備後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、本業務ができる業者は製作会社のヤンマーディーゼル（株）（現ヤンマー（株））から当該発電機にかかる事業について移管をされたヤンマーエネルギーシステム（株）のみである。

上記によりヤンマーエネルギーシステム（株）と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3376）